

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度では、三重県後期高齢者医療広域連合と伊勢市が連携して事務を行う。基本的役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や医療に関する給付、保険料の決定 ・伊勢市：保険料の徴収、各種届出等の受付であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 <p>①被保険者の資格の取得・喪失。変更手続きに係る事務 ②資格確認書及び資格情報のお知らせの発行並びに限度額適用・標準負担額減額認定及び特定疾病区分情報の管理に係る事務 ③給付の支給申請に係る事務 ④保険料の賦課徴収及び決定通知書の発行に係る事務 ⑤保険料の還付に係る事務 ⑥滞納処分に係る事務 ⑦審査請求の受付事務 ⑧第三者行為・レセプト開示請求等の受付に係る事務 ⑨保健事業に係る事務</p>
③システムの名称	<p>1.後期高齢者医療事務支援システム 2.収納管理システム 3.統合滞納管理システム 4.宛名管理システム 5.中間サーバー 6.団体内統合利用番号連携サーバー 7.後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ※ 1,2,3及び4については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
1.後期高齢者医療事務支援システムファイル 2.収納管理システムファイル 3.統合滞納管理システムファイル 4.宛名管理システムファイル 5.後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表85の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2講及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25項 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項から第3項まで
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1)情報照会の根拠 117の項 (2)情報提供の根拠 115,116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話 0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 健康福祉部医療保険課 電話 0596-21-5552
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員への研修を定期的に行い、危機意識を高めている。 特定個人情報の入手から保管・廃棄までの行程において、人手が介在する場合に複数人での確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、上席の許可を得てパスワードによる保護を行うルールを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		令和7年3月27日より前の変更箇所は別に管理			
令和7年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	伊勢市における後期高齢者医療制度に関する事務とは、高齢者の医療の確保に関する法律、及び同法律施行令、同法律施行規則、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、同条例施行規則、三重県後期高齢者医療広域連合規約、伊勢市後期高齢者医療に関する条例及び伊勢市後期高齢者医療に関する規則等の下、被保険者の資格・保険料賦課・収納・滞納・医療給付の管理に伴う申請及び届出の受付、被保険者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証等の証発行のほか、三重県後期高齢者医療広域連合を介した事務を含む後期高齢者医療制度運営にかかる各種事務の取扱いを言う。 特定個人情報ファイルは、上記法令規則規約等に定められた事務において使用する。 (使用例) ・保険給付、資格管理等における申請及び届出に関する事務 ・保険料賦課算定、徴収にかかる事務 ・被保険者が適切に被保険者証を有するために必要な事務 ・被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務	後期高齢者医療制度では、三重県後期高齢者医療広域連合と伊勢市が連携して事務を行う。 基本的役割分担 ・三重県後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や医療に関する給付、保険料の決定 ・伊勢市：保険料の徴収、各種届出等の受付であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ①被保険者の資格の取得・喪失。変更手続きに係る事務 ②資格確認書及び資格情報のお知らせの発行並びに限度額適用・標準負担額減額認定及び特定疾病区分情報の管理に係る事務 ③給付の支給申請に係る事務 ④保険料の賦課徴収及び決定通知書の発行に係る事務 ⑤保険料の還付に係る事務 ⑥滞納処分に係る事務 ⑦審査請求の受付事務 ⑧第三者行為・レセプト開示請求等の受付に係る事務 ⑨保健事業に係る事務	事後	最新の情報に更新
令和7年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システム名称	1.後期高齢者医療システム 2.中間サーバー 3.団体内統合利用番号連携サーバー 4.後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)	1.後期高齢者医療事務支援システム 2.収納管理システム 3.統合滞納管理システム 4.宛名管理システム 5.中間サーバー 6.団体内統合利用番号連携サーバー 7.後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ※ 1,2,3及び4については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。	事前	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1.後期高齢者医療制度被保険者情報ファイル	1.後期高齢者医療事務支援システムファイル 2.収納管理システムファイル 3.統合滞納管理システムファイル 4.宛名管理システムファイル 5.後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル	事前	
令和7年3月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第59項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	・番号法第9条第1項85の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2講及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25項	事後	番号法の改正による 公金受取口座の活用に伴う 変更
令和7年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 第82項 (2)情報提供の根拠 第80、83の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供の根拠 第43条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1)情報照会の根拠 117の項 (2)情報提供の根拠 115,116の項	事後	番号法の改正による
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年7月22日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年7月22日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式変更に伴う追加
令和7年3月27日	IV リスク対策 9. 監査		内部監査の追加	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いとされる 対策		項目の追加	事後	様式変更に伴う追加